

農 政 部

目 次

<農政部>

食の安全推進局 食品政策課

○北海道環境保全型農業直接支援対策事業	72
○食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金	72
○消費・安全対策交付金事業（地域での食育の推進事業）	73
○消費・安全対策交付金事業（地域での食育の推進事業 （令和4年度第2次補正予算事業分に限る）	73
○国際水準GAP実践拡大推進事業	73
○農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	74
○GFPグローバル産地づくり推進事業	74
○輸出対応施設等整備事業（食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業／ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業）	75
○みどりの食料システム戦略推進総合対策事業	75
○地域バイオマス利活用促進事業	76

生産振興局 農産振興課

○産地生産基盤パワーアップ事業	77
○経営所得安定対策等推進事業	77
○強い農業づくり総合支援交付金	77
○強い農業づくり事業	78
○持続的畑作生産体系確立緊急支援事業	78
○麦・大豆生産技術向上事業	79

生産振興局 畜産振興課

○畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	79
○地域衛生管理体制整備事業	80

生産振興局 技術普及課

○鳥獣被害防止総合対策事業	80
○新規就農者育成総合対策（新規就農者サポート体制構築事業）	81
○新規就農者育成総合対策（経営開始資金）／（経営発展支援事業）	81
○新規就農者育成総合対策（農業教育高度化事業）	81

農業経営局 農業経営課

○農業経営基盤強化資金利子補給事業	82
○天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う利子補給事業	82
○畜産経営体質強化支援資金利子補給事業	82
○畜産特別資金利子補給事業	82
○農業災害融資利子補給事業	82
○天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う損失補償事業	82
○大家畜経営活性化資金利子補給事業	83
○大家畜経営改善支援資金利子補給事業	83
○大家畜特別支援資金利子補給事業	83
○畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業	83
○畜産特別支援資金利子補給事業	83
○地域計画策定推進緊急対策事業	83
○アイヌ農林漁業対策事業	83
○消費・安全対策交付金	84
○機構集積協力金交付事業	85
○農地利用効率化等支援事業	86
○農業共同利用施設災害復旧事業	87

農業経営局 農地調整課

○農業委員会等活動促進事業	87
---------------	----

○農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）	87
○国土調査事業	88
農村振興局 農村設計課	
○農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション整備事業）	88
○農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	89
○多面的機能支払交付金	90
○中山間地域等直接支払交付金	91
農村振興局 事業調整課	
○次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業	92
農村振興局 農業施設管理課	
○基幹水利施設管理事業（一般型）	93
○水利施設管理強化事業（一般型）	94
○農業水利施設省エネルギー化推進対策事業支援金	94
○水利施設等保全高度化事業 （水利施設整備事業）（基幹水利施設保全部型）（簡易整備型）（実施計画策定事業）	94
○農業水路等長寿命化・防災減災交付金：農業水路等長寿命化・防災減災事業	95
○土地改良施設突発事故復旧事業（補助）	96
○土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（補助）	96
○経営体育成促進換地等調整事業	97
農村振興局 農村計画課	
○農村環境計画策定事業	97
農村振興局 農地整備課	
○農地整備事業経営体育成型（農業経営高度化支援事業）	98
○農地整備事業中山間地域型（農業経営高度化支援事業）	99
○農地整備事業国営事業促進型（農業経営高度化支援事業）	100
○農地整備事業国営流域治水対策型（農業経営高度化支援事業）	100
○水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備型・畑地帯総合整備中山間地域型 （農業経営高度化支援事業）／水利施設等整備事業（農業経営高度化支援事業）	100
○水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型）（農業経営高度化支援事業）	101
○農業基盤整備促進事業	101
○農地耕作条件改善事業	102
○畑作等促進整備事業	106
農村振興局 農村整備課	
○農業集落排水事業	108
○農業集落排水施設整備事業	109
○計画策定等事業（農業集落排水施設整備事業）	110
○農地・農業用施設災害復旧事業	110
○中山間地域所得確保推進事業	112
○北海道農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）	112

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
北海道環境保全型農業直接支援対策事業	市町村	<p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（国）</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金実施要領（国）</p> <p>日本型直接支払推進交付金交付等要綱（国）</p> <p>日本型直接支払推進交付金実施要領（国）</p>	<p>1 環境保全型農業直接支払交付金 ○農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動等に取り組む場合に支援を実施。</p> <p>2 環境保全型農業直接支払推進交付金 環境保全型農業直接支払交付金に係る推進事業を実施するために必要な経費を支援する。</p>	1/2	1/4	1/4		https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_chokubarai/mainp.html	法律補助	
食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金	<p>フードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。また、フードバンク活動団体ではない団体であって次に掲げる団体。</p> <p>市区町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者等</p> <p>フードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会</p> <p>フードバンク活動団体又は当該団体が構成員となるフードバンク活動の推進を目的とした協議会。また、フードバンク活動団体ではない団体であって、イ又はキの取組を行う次に掲げる団体。</p> <p>市区町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、民間事業者等</p>	<p>食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業補助金（都道府県等経由）交付等要綱（国）</p> <p>食品ロス削減総合対策事業のうちフードバンク活動支援事業（都道府県等経由）実施要領（国）</p>	<p>1 スタートアップ支援事業 設立から間もないフードバンク活動団体や生鮮食品の取扱量を拡大しようとするフードバンク活動団体への支援 (1) 検討会の開催等 ア 検討会の開催 イ 研修会の開催 ウ 普及啓発の実施 エ 人材育成の実施 オ 連携強化の実施 カ 報告書の作成</p> <p>(2) 食品受入能力の向上</p> <p>2 先進的取組支援事業 食品の取扱量の拡大等の課題に対応する先進的な活動を行うフードバンク活動団体を拡大させるための支援 ア 広域的な連携 イ プラットフォームの構築 ウ マッチングに特化した活動 エ 行政とのコーディネート オ 企業とのコーディネート カ 農業者との連携 キ 食品関連事業者と連携したフードバンク活動</p>	定額				https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html	予算補助	

消費・安全対策交付金事業（地域での食育の推進事業）	市町村、民間団体等	消費・安全対策交付金交付等要綱（国） 消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領（道）	市町村、農林漁業者の組織する団体等が地域での食育の推進事業を行う場合における経費のうち、次に掲げる取組に要する経費を支援する。 (1) 食育推進検討会の開催 (2) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催 (3) 食育推進リーダーの育成及び活動の促進 (4) 食文化の保護・継承のための取組支援 (5) 農林漁業体験の機会の提供 (6) 和食給食の普及 (7) 学校給食における地場産物活用の促進 (8) 共食の場における食育活動 (9) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組 (10) 食品ロスの削減に向けた取組	1 / 2 以内					https://www.maff.go.jp/j/syokuku/torikumi.html	予算補助
消費・安全対策交付金事業（地域での食育の推進事業（令和4年度第2次補正予算事業に限る））	市町村、民間団体等	消費・安全対策交付金交付等要綱（国） 消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領（道）	市町村、農林漁業者の組織する団体等が地域での食育の推進事業を行う場合における経費のうち、次に掲げる取組に要する経費を支援する。 (1) 地域での食育の取組 ア 共食の場における食育活動 イ 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組 (2) 学校における食育の取組 ア 学校給食における地場農産物等活用の促進 イ 和食給食の普及 ウ 農林漁業体験の機会の提供	定額					https://www.maff.go.jp/j/syokuku/torikumi.html	予算補助
国際水準GAP実践拡大推進事業	農業協同組合連合会 (1) 農業の専門学科を有する教育機関 (2) 農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合、その他農業者の組織する団体、株式会社又は持分会社であって農業を主たる事業として営むもの、その他知事が支援の対象とすることが適当と認める者 畜産を営む者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合、その他農業者の組織する団体、株式会社又は持分会社であって農業を主たる事業として営むもの、農業の専門学科を有する教育機関、その他知事が支援の対象と	持続的生産強化対策事業実施要綱（国） 農業生産工程管理推進事業補助金交付事務取扱要領（道）	1 GAP指導活動支援事業 国際水準GAPの推進のための取組に要する経費 (1) GAP指導活動の推進に係る取組 2 GAP認証取得拡大支援事業 教育機関等のGAP認証審査に要する経費 (1) 人材育成のための農業教育機関における認証取得等に係る取組 (2) 環境負荷低減に取り組む団体における認証取得等に係る取組 3 畜産GAP指導活動支援事業 畜産GAPの推進のための取組に要する経費 (1) 畜産GAPの認証取得の推進に係る取組	定額 定額 定額						予算補助

	<p>することが適当と認める者</p> <p>畜産を営む者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合、その他農業者の組織する団体、株式会社又は持分会社であって農業を主たる事業として営むもの、農業の専門学科を有する教育機関、その他知事が支援の対象とすることが適当と認める者</p>		<p>4 畜産GAP認証取得拡大支援事業 畜産GAPの認証取得のために必要な経費 (1) 畜産GAP等の認証取得に係る取組</p>	定額						
農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	<p>農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体等</p> <p>六次化法に基づく認定若しくは変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体、農商工等連携促進法に基づく認定若しくは変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者</p>	<p>農山漁村振興交付金等実施要綱（国）</p> <p>農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（国）</p> <p>農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）事業補助金交付事務取扱要領（道）</p>	<p>1 農山漁村発イノベーション推進支援事業 (1) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進 (2) 新商品開発・販路開拓の実施 (3) 直売所の売り上げ向上に向けた多様な取組 (4) 多様な地域資源を新分野で活用する取組 (5) 多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進</p> <p>2 農山漁村発イノベーション整備事業（産業支援型） (1) 農林水産物等の加工、流通、販売等のために必要な施設 (2) 総合化事業又は農商工等連携事業の取組に不可欠な農林水産物等の生産を自らが行うために必要な施設</p>	<p>1/2 以内 上限 500万円</p> <p>3/10以内</p> <p>ただし市町村戦略等に基づいて行われる取組の場合は1/2以内</p> <p>それぞれ原則上限1億円</p>				<p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/agrib/6_jikaR.html</p>	<p>予算補助 ※道要領R5改定予定</p>	
GFPグローバル産地づくり推進事業	<p>農林漁業者又は食品等製造事業者のいずれかが含まれる3者以上の連携体</p> <p>農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は農林漁業関連事業に常時従事する者を新たに3名以上雇用する計画を有する農林漁業者</p> <p>農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体（これらにあっては任意団体を除く。）、都道府県、市町</p>	<p>農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（国）</p> <p>農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（国）</p> <p>GFPグローバル産地づくり推進事業実施要領（国）</p> <p>GFPグローバル産地づくり推進事業補助金事務取扱要領（道）</p>	<p>1 事業の内容 (1) 計画策定支援 GFPグローバル産地計画に必要な調査を実施し、計画を策定する取組等 (2) 生産・加工等の体制構築支援 グローバル産地形成の実現に必要な①人材の育成、②農業規制、動植物検疫、GAPの取組、HACCP等の導入、FSMA（米国における食品安全強化法）への対応のための調査、③ほ場の改良や生産・加工現場の規制に対する調査等を行う取組等 (3) 輸出事業計画の事業効果の検証・改善支援 輸出事業計画の実効性を高めるため海外パイヤー等の招へいによるほ場や生産・加工現場の確認、テスト輸送・販売等による検証・改善を実施するPDCAサイクルを回す取組等 (4) その他支援 本事業の趣旨に資する取組（(1)から(3)までに該当しない取組）</p>	定額					予算補助	

	村、独立行政法人日本貿易振興機構 その他任意団体（協議会等）		(5) 事業推進費								
輸出対応施設等整備事業（食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業／食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業）	食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者（法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む） (1) 法人 (2) 地方公共団体 (3) 上記のほか、本事業の事業実施者として、都道府県等が適当と認める者	【輸出対応施設等整備事業（食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業）】 農林水産物・食品輸出促進対策事業のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備事業交付等要綱（国） 輸出対応施設等整備事業補助金交付事務取扱要領（道） 【輸出対応施設等整備事業（食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業）】 農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業交付等要綱（国） 輸出対応施設等整備事業補助金交付事務取扱要領（道）	食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者等が、輸出先国の規制（輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、添加物、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての基準・条件、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（輸出促進法）第 17 条に基づく適合施設の認定及び ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機 JAS、ハラール・コーシャ等の認証取得）に対応するために必要な施設や機器（以下「施設等」という。）の整備及び施設等の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング等に要する経費を支援 1 施設等整備事業 本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸出先国の規制に対応するために必要な施設等の整備に係る経費 2 効果促進事業 輸出向け HACCP の認定・認証取得等のためのコンサルティングや手数料等に係る費用、輸出向け HACCP 認定・認証取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、1 の事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費	1/2 以内						予算補助 【輸出対応施設等整備事業（食品産業の輸出向け HACCP 等対応施設整備緊急対策事業）】 国の交付等要綱については令和 4 年度のもの	
みどりの食料システム戦略推進総合対策事業	市町村、地域協議会、民間団体等	みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱（国） みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（国） みどりの食料システム戦略推進総合対策事業補助金交付事務取扱要領（道）	資材・エネルギーの調達から農林水産物の生産、加工、流通、消費に至るまでの環境負荷軽減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル的先進地区を創出する取組を支援する。 (1) 推進体制整備事業 (2) 有機農業産地づくり推進事業 (3) 有機転換推進事業 (4) グリーンな栽培体系への転換サポート事業 (5) SDGs 対応型施設園芸確立事業 (6) 地域循環エネルギーシステム構築事業 (7) バイオマス産地地消の推進事業	定額 1/2 以内 2 万円/10a 以内					https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kanky/seisaku/midori/	予算補助	

地域バイオマス利活用促進事業	地方公共団体又は民間団体等	<p>みどりの食料システム戦略推進交付金交付等要綱(国)</p> <p>みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱(国)</p> <p>地域バイオマス利活用促進事業費補助金交付要領(道)</p>	<p>1 地域循環型エネルギーシステム構築事業 木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用の促進に向け、実現可能性調査、実証調査及び報告書作成の取組を支援。</p> <p>2 バイオマス地産地消の推進事業 (1) 事業化の推進 ア 調査 バイオマス利活用施設の導入促進のため、バイオマス利活用施設の導入可能性の有無についての調査 イ 基本設計 バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる基本的な設計 ウ 実施設計 バイオマス利活用施設の整備に当たり必要となる実施設計 エ 協議・手続 バイオマス利活用施設の導入に当たり必要となる関係者との協議や各種手続 (2) 効果促進対策 バイオマス利活用施設の効果を最大限発揮するため、施設整備済み(施設が完成見込みである場合を含む。)のバイオマス利活用において、熱電供給による農業ハウス等への熱供給、災害時のレジリエンス強化、新たな原料の混合利用等によるエネルギー利用率改善及び原料調達が多様化、副産物の有効利用等、全国的な課題について改善案を検討・検証し、課題解決を図る取組</p> <p>3 バイオマス地産地消施設整備事業 (1) バイオマスを活用した農業生産基盤強化対策(生産基盤強化モデル) 農業生産活動から発生するバイオマスを活用してエネルギーと肥料等の複合利用を実現するために必要な施設の整備 (2) 地域資源循環の高度化(地域一体モデル) バイオマスを軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくり・むらづくりに向けて、地域における複数のバイオマスの組み合わせや、他の再エネ電源も活用しつつ、地域のエネルギー自給を目指すために必要な施設の整備 (3) バイオマス新技術活用モデルの構築(スマート技術モデル) これまで利用が進んでいない地域資源や新技術の活用により、農林漁業者や農山漁村に新たな所得や付加価値を生み出す取組に必要な施設の整備</p>	<p>定額</p> <p>1/2 以内 (上限500万円)</p> <p>定額 (上限500万円)</p> <p>1/2 以内</p>					https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyoseisaku/midori/	予算補助
----------------	---------------	--	--	---	--	--	--	--	---	------

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
産地生産基盤パワーアップ事業	市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体等	産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（国） 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付事務取扱要領（道）	市町村、地域協議会（効果増進事業を行う場合に限る）が産地生産基盤パワーアップ事業を行う場合又は市町村が産地生産基盤パワーアップ事業を行う農業者等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費 （整備事業（収益性向上対策、国産シェア拡大対策）） 育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、用土等供給施設、農作物被害防止施設、農業廃棄物処理施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、有機物処理・利用施設 （生産支援事業） 1 農業機械等の導入及びリース導入 2 生産資材の導入等 （生産基盤強化対策） 1 農業用ハウスの再整備・改修 2 果樹園・茶園の再整備・改修 3 農業機械の再整備・改良 4 生産装置の継承・強化に向けた取組 5 生産技術の継承、普及に向けた取組 6 全国的な土づくりの展開	1/2 4/10 1/3 以内					https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoinougyou/sanchipu.html	予算補助
経営所得安定対策等推進事業	市町村	経営所得安定対策等推進事業実施要綱（国） 経営所得安定対策等推進事業補助金交付事務取扱要領（道）	市町村が経営所得安定対策等推進事業を行う場合又は市町村がその区域に設置されている地域再生協議会に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費	定額						予算補助
強い農業づくり総合支援交付金	市町村 土地改良区 公社 その他農業者の組織する団体等	強い農業づくり交付金交付等要綱（国） 強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領（道）	（整備事業） 産地競争力の強化 1 産地収益力の強化に向けた総合的推進 （土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、畜産周辺環境影響低減、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、国産原材料サプライチェーン構築、農畜産物輸出に向けた体制整備、スマート農業実践施設の整備、環境保全の取組、有機農業の取組及び土づくりの取組（科学的データに基づく土づくり及び被災農地の地力回復）、畜産副産物の肥飼料利用 耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物及び家畜放牧等条件整備、耕種作物産地基幹施設整備、畜産物産地基幹施設整備、農業廃棄物処理施設整備 2 産地合理化の促進 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備、集出荷貯蔵施設	1/2 4/10 1/3 3/10 以内					https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoinougyou/tutir5/tuyonou_tuti.html http://pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsk/75495.html	予算補助

			<p>設等再編利用、農産物処理加工施設等再編利用、食肉等流通体制再編整備、国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化、乳業再編等整備</p> <p>3 みどりの食料システム戦略の推進、スマート農業の推進、産地における戦略的な人材育成の推進 耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物及び家畜放牧等条件整備、耕種作物産地基幹施設整備、畜産物産地基幹施設整備、農業廃棄物処理施設整備</p>							
強い農業づくり事業	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 土地改良区 公社 農事組合法人 農事組合法人以外の農地所有適格法人 特定農業団体 その他農業者の組織する団体等	強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領（道）	（推進事業） 産地競争力の強化 1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 土地利用作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、生産体制保安、農産物販路拡大、環境保全型農業、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備、生乳乳製品流通、多角的農作業コントロール育成 次に掲げる内容を実施できるものとする (1) 協議会の開催 (2) 行動計画の作成 (3) 調査の実施 (4) 実証、試験の実施 (5) 技術の普及 (6) 啓発活動 (7) その他（知事が特別に定める取組に限る）	1/2 以内 定額						予算補助
持続的畑作生産体系確立緊急支援事業	市町村 農業協同組合 農業者 農業者の組織する団体 地域農業再生協議会 農業協同組合連合会 民間事業者 コンソーシアム 公益社団法人 公益財団法人 一般社団法人 一般財団法人	持続的畑作生産体系確立緊急支援事業実施要領（国） 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付事務取扱要領（道）	市町村等が持続的畑作生産体系確立緊急支援事業を行う場合又は市町村が持続的畑作生産体系確立緊急支援事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費 1 国産需要の高い作物の産地拡大等支援事業 (1) 種ばれいしょの新産地形成支援事業 (2) 種ばれいしょ生産の省力技術確立事業 (3) 種ばれいしょの安定供給対策事業 (4) ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業 (5) ばれいしょ産地モデル育成推進事業 (6) ばれいしょ保管施設等整備事業 (7) 豆類等の安定生産対策事業 (8) 持続的な生産・流通体系確立事業 (9) 労働負担軽減対策事業 (10) てん菜から需要の高い作物への転換支援事業 2 環境に配慮した生産体系確立支援事業 (1) 環境に配慮した地域生産モデル確立事業	1/2 以内 定額				https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/r4hosei_jizokuteki_hatasaku.html	予算補助	

麦・大豆生産技術向上事業	都道府県、市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会等	麦・大豆生産技術向上事業補助金交付等要綱（国） 麦・大豆生産技術向上事業実施要領（国） 麦・大豆生産技術向上事業補助金交付事務取扱要領（道）	地域農業再生協議会等が麦・大豆生産技術向上事業を行う場合又は、市町村が事業を行う農業者等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費。 1 生産性向上の推進支援 2 新たな営農技術等の導入支援 3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等の支援 4 都道府県及び市町村による生産性向上の取組支援	1/2以内定額					https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukaku/mugimame_kokusanka.html	予算補助
--------------	--------------------------------	--	---	---------	--	--	--	--	---	------

所管部課名 農政部 生産振興局 畜産振興課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	畜産クラスター協議会（地域の関係者が連携し、地域一体となって畜産の収益性の向上を図るため、畜産を営む者、地方公共団体、農業協同組合、外部支援組織などの関係者が参画し設立する協議会） 畜産を営む者及び地方公共団体又は生産者団体の他、1者以上の異なる役割を担う者が参加する協議会（補助対象経費の3の取組に限る。）	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（国） 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等補助金交付事務取扱要領（道）	市町村が畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業を行う畜産クラスター協議会等に補助する場合における当該事業に要する経費のうち次に掲げるもの 1 畜産・酪農収益力強化に資する施設等の整備に要する経費 (1) 家畜飼養管理施設等 (2) 家畜排せつ物処理施設等 (3) 自給飼料関連施設等 (4) 畜産物加工施設等 (5) (1)～(4)の施設等の補改修 (6) 地域活性化施設（肉用牛・酪農重点化枠の場合に限る。） (7) 放牧関連施設（飼料増産優先枠の場合に限る） 2 家畜の導入に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（国）別紙1第5に定める新たに畜産を開始する者等に貸し付ける場合 (2) 次に掲げる場合の家畜の購入に要する経費 ア 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（国）別添3に定める肉用牛・酪農重点化枠における別添3の第2の(2)に定める中心的な経営体等が家畜を購入する場合 イ 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（国）別添4に定める中山間地域優先枠における別添4の第2の4に定める場合で家畜を継承し、購入する場合	1/2以内					https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/95659.html	予算補助

地域衛生管理体制整備事業	市町村 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 農業協同組合 自衛防疫の推進等家畜衛生の向上を目的とする団体 生産者の組織する団体等	消費・安全対策交付金実施要綱（国） 消費・安全対策交付金交付要綱（国） 消費・安全対策交付金実施要領（国） 消費・安全対策事業補助金交付事務取扱要領（道）	地域における家畜の伝染性疾患の防疫上、特に対策を講じる必要がある疾病（以下、「特殊疾病」）について、事業実施主体が地域検討委員会を開催し、特殊疾病対策等マニュアルを作成、当該マニュアルに基づき、講習会の開催、清浄性維持のための検査等を実施するなど、地域自衛防疫の体制の整備やと畜場の消毒施設の整備等に対し補助金を交付。 （１） 地区推進事業 （２） 車両消毒施設整備 （３） 野生動物侵入防止柵整備	1/2 以内					https://www.maff.go.jp/j/syouan/yosan/yosan/attach/pdf/r4_syouan_yosan_kettei-58.pdf https://www.maff.go.jp/j/syouan/yosan/yosan/attach/pdf/r4_syouan_yosan_kettei-23.pdf	予算補助
--------------	---	--	--	--------	--	--	--	--	--	------

所管部課名 農政部 生産振興局 技術普及課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
鳥獣被害防止総合対策事業	1、3及び4の取組にあっては、①協議会又は②その構成員（試験研究機関を除く）であって、かつ、代表者の定めがあり、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有しているもの 2の取組にあっては、①協議会、②協議会構成員又は③狩猟者団体、処理加工施設の運営者、地方公共団体及び民間事業者（食品関連事業者、流通販売事業者）等から構成される組織若しくは団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有し、組織及び運営についての規約の定めがあるコンソーシアム	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（国） 鳥獣被害防止総合対策事業補助金交付事務取扱要領（道）	（整備事業） 事業主体が行う鳥獣被害を軽減する被害防止施設等に要する経費 1 鳥獣被害防止施設 2 処理加工施設 3 捕獲技術高度化施設 4 地域提案による施設等	1/2 55/100 以内 定額					https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/yosan.html	予算補助

	地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、試験研究機関、狩猟者団体等関係機関、集落の代表者等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、事業実施及び会計手続を適正に行う体制を有している組織であって、組織及び運営についての規約の定めがある協議会又はコンソーシアム		(推進事業) 事業主体が野生鳥獣による農作物被害防止活動を行う場合における当該事業に要する経費 1 被害防止活動推進 (1) 推進体制の整備 (2) 有害捕獲 (3) 被害防除 (4) 生息環境管理 (5) サル複合対策 (6) 他地域人材活用 (7) ICT等新技術の活用 2 実施隊特定活動 (1) 大規模緩衝隊整備 (2) 誘導捕獲柵の導入 3 ICT等新技術実証 4 農業者団体等民間団体被害防止活動 5 ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 6 鳥獣被害対策実施隊体制強化 7 捕獲サポート体制の構築 8 処理加工施設の人材育成 9 ICTの活用による情報管理の効率化	1/2以内 定額						
	協議会及び市町村(協議会の構成員に限る)		(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業) 事業主体が農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費 1 推進事業 (1) 有害捕獲	定額						
新規就農者育成総合対策 (新規就農者サポート体制構築事業)	市町村、協議会等	新規就農者育成総合対策事業実施要綱(国)	①就農相談体制の整備 ・就農相談員の取組に必要な経費(賃金等) ②先輩農業者等による技術面等のサポート ・就農支援員による指導者金 ・新規就農者を対象とした研修会・講習会の開催経費 ③研修農場の整備 ・農業用施設 ・農業用機械(アタッチメント含む)・設備 ④社会人向けの農業研修の実施	①② 1/2以内 上限100万 ③ 1/2以内 ④ 定額 上限300万					https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/	予算補助
新規就農者育成総合対策 (経営開始資金) (経営発展支援事業)	市町村	新規就農者育成総合対策事業実施要綱(国)	①経営開始資金 ・市町村の人・農地プランに位置づけられている原則50歳未満の独立・自営就農者に対し、年間最大150万円を最長3年間交付 ②経営発展支援事業 ・新規参入者、親元就農者に対し、就農後の経営発展のための機械・施設等の導入を支援	① 定額 上限150万 ② 1/2以内 上限250万	② 1/4以内				https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gjf/seinen/syuuunou/kyuhukin.html	予算補助
新規就農者育成総合対策 (農業教育高度化事業)	市町村等	新規就農者育成総合対策事業実施要綱(国)	①農業教育機関における教育カリキュラムの強化 ②農業教育機関における研修用農業機械又は農業設備の導入 ③農業教育機関におけるeラーニングの導入 ④若者の就農意欲を喚起するための活動 ⑤農業教育機関におけるICT環境の整備のための取組 ⑥国際的な農業人材育成のための取組	①③④⑤ 定額 ② 1/2以内 ⑥ 1/2以内 上限60万						予算補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
農業経営基盤強化資金利子補給事業 ※ 現在、新規案件の承認はしていません	市町村	北海道農業経営基盤強化資金実施要領（道）	農業経営基盤強化資金の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		概ね 1/2	概ね 1/2				予算補助
天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う利子補給事業 ※ 災害による大規模な農業被害が発生し、法が発動された場合に実施されます	市町村	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（国）	天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴い市町村が行う利子補給に要する経費 ・年 6.5%以内資金 ・年 5.5%以内資金 ・年 3.0%以内資金	50/100 50/100 65/100	25/100 25/100 17.5/100	25/100 25/100 17.5/100				法律補助
畜産経営体質強化支援資金利子補給事業	市町村	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（国）	畜産経営体質強化支援資金の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3				予算補助
畜産特別資金利子補給事業	市町村	畜産特別支援資金融通事業実施要綱（国）	畜産特別資金融通事業（大家畜特別支援資金）の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3				予算補助
農業災害融資利子補給事業 ※ 災害による大規模な農業被害が発生し、規則が発動された場合に実施されます	市町村	北海道農業災害融資促進規則（道）	天災による被害農業者に対する資金の融通に伴い市町村が行う利子補給に要する経費 ・年 6.5%以内資金 ・年 5.5%以内資金 ・年 3.0%以内資金		6/10	4/10				予算補助
天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う損失補償事業 ※ 災害による大規模な農業被害が発生し、法が発動された場合に実施されます	市町村	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（国）	天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に伴う契約に基づいて市町村が行う損失補償に要する経費	5/10	3/10	2/10				法律補助

大家畜経営活性化資金利子補給事業 ※ 現在、新規案件の承認はしていません	市町村	大家畜経営活性化資金特別融通補助事業実施要綱（国）	大家畜経営活性化資金の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		概ね 2/3	概ね 1/3				予算補助
大家畜経営改善支援資金利子補給事業 ※ 現在、新規案件の承認はしていません	市町村	大家畜経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱（国）	大家畜経営改善支援資金の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3				予算補助
大家畜特別支援資金利子補給事業 ※ 現在、新規案件の承認はしていません	市町村	大家畜特別支援資金融通事業実施要綱（国）	大家畜特別支援資金の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3				予算補助
畜産経営維持緊急支援資金利子補給事業 ※ 現在、新規案件の承認はしていません	市町村	畜産経営維持緊急支援資金融通事業実施要綱（国）	畜産経営維持緊急支援資金の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3				予算補助
畜産特別支援資金利子補給事業 ※ 現在、新規案件の承認はしていません	市町村	畜産特別支援資金融通事業実施要綱（国）	畜産特別支援資金融通事業（大家畜特別支援資金及び畜産経営改善緊急支援資金）の借受農業者に対し、市町村が行う利子助成に要する経費		2/3	1/3				予算補助
地域計画策定推進緊急対策事業	市町村 農業委員会	地域計画策定推進緊急対策事業実施要綱（国）	市町村及び農業委員会による地域計画の策定に必要な以下の取組にかかる経費 1 市町村推進事業 ① 協議の場の設置に係る調整 ② 協議の実施・取りまとめ ③ 地域計画案の取りまとめ ④ 地域計画の告知・周知 2 農業委員会推進事業 目標地図の素案作成の取組	定額						予算補助
アイヌ農林漁業対策事業	市町村 農業協同組合 漁業協同組合 森林組合 土地改良区 農林漁業者等の組織す	特定地域経営支援対策事業実施要綱（国） 北海道アイヌ農林漁業対策事業実施要領（道）	市町村等が行うアイヌ農林漁業対策事業の実施に要する次に掲げる経費 1 農林業生産基盤整備事業 2 農林漁業経営近代化施設整備事業 3 特認事業	[市町村が事業主体の場合] 2/3 以内 [市町村以外が事業主体の場合]					https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/sen/sien/sub8.html	予算補助

	る団体 第3セクター			2 / 3 以内	1 / 20 以内					
消費・安全対策 交付金	市町村 農業協同組合 営農集団 知事が地方農政局長等 と協議して適当と認め る団体等	消費・安全対策交付金 実施要綱(国) 消費・安全対策事業補 助金交付事務取扱要領 (道)	市町村等が行う次に掲げる取組に必要な経費 ○食料安全保障確立対策推進交付金 I 農畜水産物の安全性の向上 1-1 安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・ 加工食品の安全性向上措置の検証 (1) 有害化学物質・有害微生物の汚染実態の把握 (2) 安全性向上対策の有効性・実行可能性の検証 1-2 安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産 におけるリスク管理措置の導入・普及推進 (1) カドミウム低吸収性イネを用いたカドミウム及 びヒ素濃度の同時低減技術の実証・普及 (2) 水稲におけるヒ素濃度低減技術の実証・普及 (3) カドミウム及びヒ素濃度低減技術の技術導入 促進活動 2 農薬の適正使用等の総合的な推進 (1) 農薬の安全使用の推進 (2) 農薬の適切な管理及び販売の推進 (3) 農薬残留確認調査等の実施 (4) 実態把握を通じた原因究明及びリスク管理措置 の評価・検証 (5) 農薬による蜜蜂の被害を軽減するための対策 の確立 (6) 埋設農薬処理の進行管理の実施 (7) 埋設農薬の漏えい等による周辺環境への悪影響 の防止措置の実施 (8) 農薬登録に必要な試験の信頼性確保に係る適正 実施に向けた試験従事者等への研修 II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止 1 家畜衛生の推進 (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防 (2) 家畜の伝染性疾病のまん延防止 (3) 畜産物の安全性向上 (4) 野生動物の対策強化 2 病害虫の防除の推進 (1) 薬剤抵抗性病害虫・雑草や従来の防除対策では十 分な効果が得られない病害虫・雑草等の管理手法の 確立 3 重要病害虫の特別防除等 (1) 重要病害虫侵入警戒調査等の実施 (2) 移動規制病害虫特別防除 (3) 重要病害虫の防除 (4) 特殊病害虫緊急防除 ○食料安全保障確立対策整備交付金 II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止 1 家畜衛生の推進 (1) 地域における車両消毒施設整備 (2) 野生動物侵入防止柵の整備	1 / 2 以内				https://www. pref.hokkaido. lg.jp/ns/kei/ sen/sien/ shouhi.html	予算補助	

機構集積協力金 交付事業	市町村	農地集積・集約化対策 事業実施要綱（国）	<p>[事業の内容] 市町村が農地中間管理機構にまとめた農地を貸付けた地域や、農業者に次に掲げる協力金を交付する場合における当該事業に要する経費</p> <p>1 地域集積協力金</p> <p>(1) 交付対象者 市町村内の「地域」であり、全域が同一の地域計画の区域に含まれていること。</p> <p>(2) 交付要件 「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸付けられていること 等</p> <p>(3) 交付単価 機構の活用率に応じ国が定める以下の単価</p> <table border="1" data-bbox="728 422 1182 710"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">機構の活用率</th> <th rowspan="2">交付単価 (万円/10a)</th> </tr> <tr> <th>一般地域</th> <th>中山間地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>20%超 40%以下</td> <td>4%超 15%以下</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>40%超 70%以下</td> <td>15%超 30%以下</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>70%超 80%以下</td> <td>30%超 50%以下</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>区分4</td> <td>80%超</td> <td>50%超 80%以下</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>区分5</td> <td>—</td> <td>80%超</td> <td>3.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 交付額 交付単価×交付対象面積</p> <p>2 集約化奨励金</p> <p>(1) 交付対象者 市町村内の「地域」であり、全域が同一の地域計画の区域に含まれていること。</p> <p>(2) 交付要件 機構からの転貸又は機構を通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む「地域」 等</p> <p>(3) 交付単価 要件に応じ国が定める以下の単価</p> <table border="1" data-bbox="728 1013 1182 1380"> <thead> <tr> <th></th> <th>要件</th> <th>交付単価 (万円/10a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分1</td> <td>1 ha 以上の団地面積の割合 10 ポイント以上増加</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>区分2</td> <td>1 ha 以上の団地面積の割合 0 ポイント以上増加、又は 1 ha 以上の団地面積の割合 30%以上の地域で 1 筆の平均面積が 1.5 倍以上</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>区分1、2 共通</td> <td>農作業受託の農地面積</td> <td>区分1、2の交付単価に0.5を乗じる</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 交付額 交付単価×交付対象面積</p> <p>3 経営転換集積協力金</p>		機構の活用率		交付単価 (万円/10a)	一般地域	中山間地域	区分1	20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0	区分2	40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6	区分3	70%超 80%以下	30%超 50%以下	2.2	区分4	80%超	50%超 80%以下	2.8	区分5	—	80%超	3.4		要件	交付単価 (万円/10a)	区分1	1 ha 以上の団地面積の割合 10 ポイント以上増加	1.0	区分2	1 ha 以上の団地面積の割合 0 ポイント以上増加、又は 1 ha 以上の団地面積の割合 30%以上の地域で 1 筆の平均面積が 1.5 倍以上	3.0	区分1、2 共通	農作業受託の農地面積	区分1、2の交付単価に0.5を乗じる	定額							予算補助
	機構の活用率		交付単価 (万円/10a)																																														
	一般地域	中山間地域																																															
区分1	20%超 40%以下	4%超 15%以下	1.0																																														
区分2	40%超 70%以下	15%超 30%以下	1.6																																														
区分3	70%超 80%以下	30%超 50%以下	2.2																																														
区分4	80%超	50%超 80%以下	2.8																																														
区分5	—	80%超	3.4																																														
	要件	交付単価 (万円/10a)																																															
区分1	1 ha 以上の団地面積の割合 10 ポイント以上増加	1.0																																															
区分2	1 ha 以上の団地面積の割合 0 ポイント以上増加、又は 1 ha 以上の団地面積の割合 30%以上の地域で 1 筆の平均面積が 1.5 倍以上	3.0																																															
区分1、2 共通	農作業受託の農地面積	区分1、2の交付単価に0.5を乗じる																																															

			<p>(1) 交付対象者 農地中間管理機構に全ての自作地を貸付けた以下の農業者等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業部門の減少により経営転換する農業者 ・リタイアする農業者 ・農地の相続人で農業経営を行わない者 <p>(2) 交付要件 全ての自作地を10年以上機構に貸付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸付けられること等</p> <p>(3) 交付単価 国が定める以下の単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>交付単価 (万円/10a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元～3年度</td> <td>1.5 (上限:50万円/戸)</td> </tr> <tr> <td>令和4～5年度</td> <td>1.0 (上限:25万円/戸)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 交付額 毎年度12月末までに交付申請があった農地面積(畦畔面積を含みます)×交付単価</p>	年度	交付単価 (万円/10a)	令和元～3年度	1.5 (上限:50万円/戸)	令和4～5年度	1.0 (上限:25万円/戸)						
年度	交付単価 (万円/10a)														
令和元～3年度	1.5 (上限:50万円/戸)														
令和4～5年度	1.0 (上限:25万円/戸)														
農地利用効率化等支援事業	市町村	農地利用効率化等支援交付金実施要綱(国) 強い農業づくり事業補助金交付事務取扱要領(道)	<p>(整備事業) 経営改善 将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者等に対し市町村が行う次に掲げる取組に必要な経費</p> <p>ア 融資主体支援タイプ (a) 融資主体型補助事業 (b) 追加的信用供与補助事業</p> <p>イ 被災農業者支援タイプ (a) 融資等活用型補助事業 (b) 追加的信用供与補助事業</p> <p>ウ 条件不利地域支援タイプ</p>	3/10 1/2 以内 定額				https://www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou_taisaku/index.html	予算補助						

農業共同利用施設災害復旧事業	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 農林水産業共同利用施設災害復旧事業事務取扱要綱（国） 農業共同利用施設災害復旧事業実施要領（道）	市町村、農業協同組合又は農業協同組合連合会が実施する農業共同利用施設災害復旧事業に要する経費	2/10 （激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第19条第2項の規定に基づき農林水産大臣が告示した地域内の施設については、補助対象経費の4/10（40万円を超える部分については9/10）、その他の地域内の施設については、補助対象経費の3/10（40万円を超える部分については5/10）					https://www.maff.go.jp/j/saigai/taisaku_gaiyou/kyodo_hukkyu/index.html	法律補助
----------------	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	---	------

所管部課名 農政部 農業経営局 農地調整課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
農業委員会等活動促進事業 （農業委員会交付金） （農地利用最適化交付金） （機構集積支援事業）	農業委員会（市町村）	農業委員会等に関する法律 農業委員会交付金等交付要綱（国） 農地利用最適化交付金事業実施要綱（国） 農地集積・集約化対策事業実施要綱（国）	農業委員会等に関する法律で規定された事務を円滑に処理するための経費 農業委員会等が行う農地法等に基づく農地の利用関係の調整等に要する経費	定額						法律補助 予算補助 予算補助
農山漁村振興交付金 （最適土地利用総合対策）	市町村、地域協議会等	農山漁村振興交付金交付等要綱（国） 農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領（国）	市町村等が行う荒廃農地の再生利用活動や発生防止の取組に要する経費	定額 （ソフト） 5.5/10 以内 （ハード）						予算補助

			<p>※アのうち高収益作物の導入、生産、販売及びイの取組はマーケット調査と併せて実施しなければならない。ただし、既にマーケット調査を行っている場合はこの限りではない。</p> <p>※ オは、農用地保全や地域資源活用と関連した取組であること。</p> <p>(2) 地域レジリエンス強化支援 中山間地域等と都市的地域（農林統計上の農業地域類型区分）において自然災害等の不測の事態が生じた際の避難対策、平常時からの交流深化等の連携を強化した協定の締結</p> <p>※ 取り組む場合は、①地域産品の取組拡大、②災害時の連携体制整備及び③都市と農村の交流機会の確保を含む中山間地域等と都市的地域の連携協定を策定する。</p>							
多面的機能支払交付金	市町村	<p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律</p> <p>多面的機能支払交付金交付要綱(国)</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱(国)</p> <p>多面的機能支払交付金実施要領(国)</p> <p>日本型直接支払推進交付金交付要綱(国)</p> <p>日本型直接支払推進交付金実施要綱(国)</p> <p>日本型直接支払推進交付金実施要領(国)</p>	<p>1 多面的機能支払交付金 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地や水路など地域資源の適切な保全管理に取り組む地域の共同活動を支援する 〔事業内容等〕 (1) 対象農用地 農振農用地区域内の農用地等 (2) 対象組織 ・ 農業者のみで構成される活動組織 ・ 農業者及びその他の者で構成される活動組織 (3) 対象活動 ○ 農地維持支払 ① 地域資源の基礎的な保全活動 ② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 ○ 資源向上支払（共同活動） ① 施設の軽微な補修 ② 農村環境保全活動 ③ 多面的機能の増進を図る活動 ○ 資源向上支払（施設の長寿命化） 老朽化が進む農地周りの水路、農道などの施設の長寿命化のための補修、更新等 (4) 交付単価 田、畑、草地の地目毎に設定された額</p> <p>2 多面的機能支払推進交付金 多面的機能支払交付金に係る推進事業を実施するために必要な経費を支援する</p>	1/2	1/4	1/4		https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html	法律補助	
				定額						予算補助

<p>中山間地域等直接支払交付金</p>	<p>市町村</p>	<p>農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律</p> <p>中山間地域等直接支払交付金交付要綱（国）</p> <p>中山間地域等直接支払交付金実施要領（国）</p> <p>日本型直接支払推進交付金交付要綱（国）</p> <p>日本型直接支払推進交付金実施要綱（国）</p> <p>日本型直接支払推進交付金実施要領（国）</p>	<p>1 中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、耕作放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化等、将来に向けて農業生産活動を維持する活動を支援する</p> <p>[事業実施期間] 令和2年度から令和6年度までの5年間</p> <p>[主な交付要件等]</p> <p>(1) 対象地域 地域振興5法指定地域、棚田地域振興法の指定棚田地域及び知事が設定した要件を満たす地域</p> <p>(2) 対象者 協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等。</p> <p>(3) 対象農用地 対象地域内に存する農振農用地区域内の農用地であって傾斜等一定の基準を満たすもの</p> <p>(4) 対象行為</p> <p>○最低限の活動</p> <p>①集落マスタープランの作成</p> <p>②耕作放棄地の発生防止活動、水路・農道等の管理活動</p> <p>③多面的機能増進活動（景観作物の作付等）</p> <p>○体制整備のための前向きな活動</p> <p>①集落戦略の作成</p> <p>(5) 交付単価 田、畑、草地、採草放牧地の地目毎に傾斜区分等に応じて設定された額</p> <p>※(4)の取組内容のうち、最低限の活動のみを実施する場合は、8割相当額</p> <p>※中核的リーダーに指定されない所得超過者の対象農用地は交付対象面積から除く。また、所得超過者かつ中核的リーダーの人数は2名以下または協定参加者の13%の範囲内。</p> <p>※1農業者等当たりの受給上限額は500万円。</p> <p>2 中山間地域等直接支払推進交付金 中山間地域等直接支払交付金に係る推進事業を実施するために必要な経費を支援する</p>	<p>1 / 2</p> <p>1 / 3</p> <p>定額</p>	<p>1 / 4</p> <p>(特認地域)</p> <p>1 / 3</p>	<p>1 / 4</p> <p>1 / 3</p>		<p>https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/</p>	<p>法律補助</p> <p>予算補助</p>
----------------------	------------	---	---	-------------------------------------	---	---------------------------	--	--	-------------------------

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業	市町村	次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業実施要領（道）	<p>道営農業農村整備事業のうち、北海道次世代農業促進生産基盤整備計画が定める「本対策の基本方針」に合致する「区分」及び「整備内容」欄の整備に係る農家負担を市町村が一定割合まで軽減する場合において、当該負担軽減に要する経費。</p> <p>【本対策の基本方針】 (1) 先進モデル型、促進型、保全型、防災・減災型（「防災重点ため池の整備」を除く）の整備を行う地区 受益農家の経営耕地面積に占める担い手の経営耕地面積の割合が、令和7（2025）年度末までに、現状の担い手集積率に応じて設定する次の要件を満たすことが確実に見込まれること。 (2) 防災・減災型（「防災重点ため池の整備」に限る）の整備を行う地区 対象となるため池が、「防災重点ため池の再選定について（平成30年11月13日付け30農振第2294号農林水産省防災課長通知）」に基づき選定された防災重点ため池であること。</p> <p>【区分】 (1) 先進モデル型 (2) 促進型 (3) 保全型 (4) 防災・減災型</p> <p>【整備内容】 (1) スマート農業技術の効果が最大限発揮されるための区画整理^{注1}、用水施設等の一体的な整備 (2) 区画整理^{注1}、畑地用水施設の新設整備^{注2}、用水施設の新設整備 (3) 暗渠排水・土層改良^{注3}、既設用水施設の長寿命化 (4) 防災重点ため池の整備、既設用水施設の耐震化、排水施設の整備</p> <p>注1 区画整理と併せ行う暗渠排水、土層改良（密土、除れき）を含む 注2 畑地に直接散水可能となる整備を対象 注3 心土破砕は対象外</p> <p>※中心経営体農地集積促進事業（以下「促進費」）を活用する場合は、負担軽減を実施する前の農家負担から、現行の農家負担率欄により算出した額と事業に活用する促進費の国費相当額を控除した額の2分の1とする。</p>		10/10 以内				予算補助	

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
基幹水利施設管理事業（一般型）	市町村	土地改良法施行令 土地改良関係施設補助金交付要綱（国） 基幹水利施設管理事業実施要綱（国） 基幹水利施設管理事業実施要領（国）	市町村が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高い基幹水利施設及び基幹水利施設と一元管理を行う幹線排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に発揮させる [採択基準] 基幹水利施設及び水路であって、（１）及び（２）の要件に該当し、かつ、（３）又は（４）のいずれかの要件に該当するもの（これと一体的に管理する必要のある施設を含む。）を管理の対象とし、かつ非農地率がおおむね 10%以上であるものとする (1) 農林水産大臣により管理を委託されたものであること (2) 一施設ごとに受益面積がおおむね 1,000ha（地盤沈下地帯にあつては 500ha）（畑を受益地とするものにあつては 300ha（地盤沈下地帯にあつては 100ha））以上であること (3) 下記に定める施設の規模等に係る要件に該当するものであること （ダム） 設計洪水量がおおむね 300 m ³ /s 以上、又は貯水量がおおむね 2,500 千 m ³ 以上であること （頭首工） 次の要件のすべてに、該当するものであること ①設計洪水量がおおむね 300 m ³ /s 以上であること ②ゲートを 1 門以上有すること ③最大取水量がおおむね 1.0 m ³ /s 以上であること （用水機場） 最大取水量がおおむね 1.0 m ³ /s 以上であること （排水機場） 排水機の総口径がおおむね 3,000mm 以上であること （排水樋門（排水分水ゲートを含む）） 計画通水量がおおむね 15 m ³ /s 以上（排水分水ゲートにあつては、流末の排水先への総分水量がおおむね 15 m ³ /s 以上）であること （水路） 幹線排水路にあつては、計画通水量がおおむね 15 m ³ /s 以上、幹線排水路にあつては、計画通水量がおおむね 5 m ³ /s 以上であること (4) 下記に定めるいずれかの流域治水対策を実施する施設に該当し、強化計画において当該施設を活用した流域治水の取組が位置付けられているものであること （流域治水プロジェクト） 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの （治水協定） 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの （地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画又は協定） 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事	3/10	3/10	4/10			https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html	法律補助

			業実施年度中に位置付けられる見込みのもの							
水利施設管理強化事業（一般型）	市町村	土地改良事業関係補助金交付要綱（国） 水利施設管理強化事業実施要綱（国） 水利施設管理強化事業実施要領（国）	農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な発揮を図る。 [対象土地改良区] 水利施設管理強化計画に基づき、国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯道営造成施設を管理する土地改良区及び土地改良区連合	50/100	25/100	25/100			https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html	予算補助
農業水利施設省エネルギー化推進対策事業支援金	市町村 土地改良区	土地改良関係施設補助金交付要綱（国） 基幹水利施設管理事業実施要綱（国） 基幹水利施設管理事業実施要領（国） 土地改良事業関係補助金交付要綱（国） 水利施設管理強化事業実施要綱（国） 水利施設管理強化事業実施要領（国）	省エネルギー化推進計画を策定し、農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減の取り組みを実施する者に対して対象施設の電力料及び諸油脂費の高騰分を支援する。	定額					https://www.maff.go.jp/j/nousin/soumu/yosan/R5_energy/R4_yobihhi.html	予算補助
水利施設等保全高度化事業（水利施設整備事業）（基幹水利施設保全型） （簡易整備型）	市町村 市町村 土地改良区等	土地改良事業関係補助金交付要綱（国） 水利施設等保全高度化事業実施要綱（国） 水利施設等保全高度化事業実施要領（国）	[事業の内容] 1 基幹水利施設保全型 用排水施設整備事業を実施するものであって、国営造成施設及び都道府県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施 2 簡易整備型 給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備等 [採択要件] 1 基幹水利施設保全型 ア 機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。 イ 都道府県営事業として実施する場合にあっては、「農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準」に該当するものとして、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であって、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの（田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ha以上のもの）であること。 ウ 基幹水利施設管理事業と一体的に実施する事業の場合は、事業採択の申請時に基幹水利施設管理強化計画を併せて提出すること。 2 簡易整備型 ア 事業費が200万円以上となること イ 農業者が2者以上であること	50/100 50/100 （六法指定地域等55/100）	18/100	32/100 50/100 （六法指定地域等45/100）		https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html	予算補助	

<p>(実施計画策定事業(水利用調整事業))</p> <p>(実施計画策定事業(機能保全計画策定事業))</p>	<p>市町村 土地改良区等</p> <p>北海道</p> <p>市町村 土地改良区等</p>		<p>ウ 受益面積が5ha以上であること</p> <p>[事業の内容]</p> <p>1 水利用調整事業 水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等</p> <p>2 機能保全計画策定事業 農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定等</p> <p>[採択要件]</p> <p>1 水利用調整事業 ア 農業用排水施設における維持・保全管理の継続に支障を来すことが懸念される地域であること。 イ 環境用水、冬季湛水用水又は消流雪用水を取得する場合にあっては、農村振興局長が別に定める要件を満たすものであること。 ウ 水利用調整事業のうち農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る取組効果の検証については、治水協定の締結が完了している水系で実施すること</p> <p>2 機能保全計画策定事業 末端支配面積が10ha以上であること</p>							
<p>農業水路等長寿命化・防災減災交付金：農業水路等長寿命化・防災減災事業</p>	<p>市町村 土地改良区等</p>	<p>農業水路等長寿命化・防災減災事業交付要綱(国)</p> <p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(国)</p> <p>農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領(国)</p>	<p>[事業の内容]</p> <p>1 きめ細やかな長寿命化対策 農業水利施設の老朽化にきめ細やかに対応して長寿命化を図るほか、水管理や維持管理の省力化に資する取組、農業水利施設のスペア資材の確保を支援 ・ハード対策(定率助成) ・ソフト対策(定額助成)</p> <p>2 機動的な防災減災対策 農業水利施設の機能低下により、災害の恐れが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組や、事故の防止などリスク管理に資する取組を支援 ・ハード対策(定率助成) ・ハード対策(定額助成) ・ソフト対策(定額助成)</p> <p>3 ため池の保全・避難対策 防災重点農業用ため池に係るハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、都道府県などを単位として行うパトロールなど監視・保全管理に資する活動を支援 ・ソフト対策(定額助成)</p> <p>4 施設情報整備・共有化対策 人・農地プランが実質化されている地域又は実質化に取り組む地域の農地を受益農地とする農業水利施設等の地理情報システム化を支援</p>	<p>定率(ハード) 50/100 (六法指定地域 55/100)</p> <p>定額(ハード) 2のうち ため池の廃止※堤高に応じ上限あり ため池に係る危機管理システムの整備は、令和12年まで定額</p> <p>定額(ソフト) ※上限あり 調査計画等</p>	<p>定率(長寿命化対策) 14/100 (営農用水除く) (防災減災対策) 18/100、 21/100 (営農用水除く)</p>	<p>定率 36/100 (六法指定地域 31/100) (営農用水の場合、 50/100(六法指定地域 45/100))</p> <p>定額</p>	<p>定率(ソフト) 50/100</p>	<p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html</p>	<p>予算補助</p>	

			<p>・ソフト対策（定率助成）</p> <p>[採択要件]</p> <p>1 計画を作成していること</p> <p>2 [事業の内容]の1～2のハード対策を実施する場合は、1に加え、以下のすべての要件を満たすこと</p> <p>(1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること</p> <p>(2) 1地区あたりの受益者が、農業者2者以上であること（ただし、施設の廃止や撤去を行う場合を除く）</p> <p>(3) 1地区当たりの事業工期が原則3か年以内であること</p> <p>3 [事業の内容]の1～3のソフト対策を実施する場合には、1の要件に加え、1地区当たりの事業工期が1か年以内であること</p>	<p>10百万円 体制整備 5百万円</p> <p>定率（ソフト） 50/100</p>					
土地改良施設 突発事故復旧 事業（補助）	市町村 土地改良区等	農地防災事業等補助金交付要綱（国）	<p>[事業内容]</p> <p>1 現地仮復旧 安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置</p> <p>2 機能回復を行う復旧工事 施設を原型に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置</p>	50/100 （五法指定地域 55/100 ただし、離島にあっては 60/100）	21/100	29/100 （五法指定地域 24/100 ただし、離島にあっては 19/100）		https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html	法律補助
	北海道	土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要領（国）	<p>3 緊急応急工事 前二項に掲げるもののうち、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長）が緊急に施行する必要があると認める応急工事であって、農村振興局長が別に定めるもの</p> <p>[対象となる主な施設]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプライン ・機場（揚水機場、排水機場） ・開水路 ・水路トンネル ・貯水池（ダム・ため池） ・農道 <p>[採択要件]</p> <p>1 末端支配面積がおおむね20ha（5法指定地域にあっては10ha）であること</p> <p>2 復旧事業費が1箇所あたり2,000千円以上となるものであること</p> <p>3 適切に保全管理されている施設として農村振興局長が別に定める要件に該当するものであること</p>	50/100 （五法指定地域 55/100 ただし、離島にあっては 60/100）	32/100	18/100 （五法指定地域 13/100 ただし、離島にあっては 8/100）			
土地改良施設 PCB廃棄物 処理促進対策 事業（補助）	土地改良区 市町村等	土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（補助）実施要綱（国）	<p>【事業内容】</p> <p>土地改良施設の管理者が保管する高圧トランス・コンデンサ等のPCB廃棄物に関して、次に掲げる処理等に要する経費を助成し、その確実かつ適正な処理等を推進する</p> <p>1 収集運搬に要する経費</p> <p>2 土地改良施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査等に係る経費</p> <p>【採択基準】</p>	50/100		50/100		https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html	予算補助

			<p>1 1の経費にあつては、施設管理者が管理する土地改良施設に、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第2条第1項に規定するPCB廃棄物が存在すること。</p> <p>2 2の経費にあつては、施設管理者が管理する土地改良施設で、昭和41年から昭和49年までの期間にPCBを含む塗料による塗装が行われたおそれがある土地改良施設であること。</p>						
経営体育成促進換地等調整事業	市町村 土地改良区 農業協同組合	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱（国）</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要綱（国）</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要領（国）</p> <p>又は 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（国）</p> <p>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（国）</p>	<p>換地計画を必要とする土地改良事業の実施予定地区において、地区内の農用地利用の状況・関係農家の意向把握等を行い、換地計画を策定するための基準となる換地設計基準を事業採択前に作成する</p> <p>【必須業務】 地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成、換地設計基準作成</p> <p>【選択業務】 農用地集団化促進基本計画作成、従前地面積測定、財産管理制度活用、地区内ゾーン設定調整、経営体育成方針作成、創設農用地・増歩換地調整、非農用地換地関係調整、交換分合基準含み換地調整、換地計画素案作成、経営体育成換地調整</p>	50/100 （六法指定地域等55/100）		50/100 （六法指定地域等45/100）		https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/01gaiyou/data/html/H17-00-02mokuji.html	予算補助

所管部課名 農政部 農村振興局 農村計画課

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
農村環境計画策定事業	市町村	農業競争力強化農地整備事業実施要綱（国）	農業農村整備事業に係る環境保全対策を定めた農村環境計画の策定	50/100		50/100			https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/	予算補助
		<p>農業競争力強化農地整備事業実施要領（別紙4 農村環境計画策定事業に係る運用）（国）</p> <p>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要綱（国）</p> <p>農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（別紙3 農村環境計画策定事業に係る運用）（国）</p>	農業農村整備事業に係る環境保全対策を定めた農村環境計画の策定	62.5/100		37.5/100			https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/	予算補助

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
農地整備事業 経営体育成型 （農業経営高度化支援事業）	市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人	土地改良事業関係補助金交付要綱（国） 農業競争力強化農地整備事業実施要綱（国） 農業競争力強化農地整備事業実施要領（国） 又は 農山漁村地域整備交付金実施要綱（国） 農山漁村地域整備交付金実施要領（国）	<p>将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施することにより、優良農地を将来にわたり適切に維持・保全することで、食料の自給率向上、農業の多面的機能の十分な発揮に資することを目的とする（農業経営高度化支援事業は、農業生産基盤整備事業と一体的に実施する）</p> <p>[事業の内容]</p> <p>1 高度土地利用調整事業（調査・調整事業） 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動</p> <p>2 中心経営体農地集積促進事業 中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援</p> <p>3 耕地利用高度化推進事業 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査</p> <p>4 水田貯留機能向上支援事業 (1) 指導事業 水田貯留機能向上の取組を推進するため、市町村が行う普及・推進活動 (2) 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動</p> <p>5 水田貯留機能向上推進事業 水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備</p> <p>[採択基準]</p> <p>1 (1)又は(2)のいずれかの要件を満たすこと (1) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が一定以上増加することが確実と見込まれること (2) 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化要件（北海道にあっては3.0ha以上）を満たす農地面積の割合が一定以上増加することが確実と見込まれること</p> <p>2 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること</p> <p>3 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、流域治水対</p>	50/100 （六法指定地域等55/100）		50/100 （六法指定地域等45/100）			https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html	予算補助
			定額							
			定額							

			策を実施し、水田貯留機能向上計画が策定されていること							
農地整備事業 中山間地域型 (農業経営高度化支援事業)	市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人	土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(国) 農業競争力強化基盤整備事業実施要領(国) 又は 農山漁村地域整備交付金実施要綱(国) 農山漁村地域整備交付金実施要領(国)	六法指定地域等の条件不利地において、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、生産基盤及び生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施することにより、優良農地を将来にわたり適切に維持・保全することで、食料の自給率向上、農業の多面的機能の十分な発揮に資することを目的とする(農業経営高度化支援事業は、農業生産基盤整備事業と一体的に実施する) [事業の内容] 1 高度土地利用調整事業(調査・調整事業) 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動 2 中心経営体農地集積促進事業 中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援 3 耕地利用高度化推進事業 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査 4 水田貯留機能向上支援事業 (1)指導事業 水田貯留機能向上の取組を推進するため、市町村が行う普及・推進活動 (2)調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動 5 水田貯留機能向上推進事業 水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備 [採択基準] 1 (1)又は(2)のいずれかの要件を満たすこと (1)生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が一定以上増加することが確実と見込まれること (2)生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積のうち、集約化要件(北海道にあっては3.0ha以上)を満たす農用地面積の割合が一定以上増加することが確実と見込まれること 2 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業)を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること 3 水田貯留機能向上支援事業又は水田貯留機能向上推進事業を行う場合にあっては、流域治水対策を実施し、水田貯留機能向上計画が策定されていること	55/100 55/100 55/100	45/100 45/100 45/100			https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html	予算補助	
				定額						
				定額						

<p>農地整備事業 国営事業促進型 (農業経営高度化支援事業)</p>	<p>市町村 土地改良区</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 水利施設等保全高度化事業実施要綱(国) 水利施設等保全高度化事業実施要領(国)</p>	<p>担い手への農地集積の加速化を図るため、中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援を行う(国営農地再編整備事業と一体的に実施する) [事業の内容] ・中心経営体農地集積促進事業 中心経営体への農地の集積・集約化に向けた促進支援 [採択基準] 国営農地再編整備事業の農地集積に係る計画の目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること</p>	<p>50/100 (六法指定地域等55/100)</p>		<p>50/100 (六法指定地域等45/100)</p>		<p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html</p>	<p>予算補助</p>
<p>農地整備事業 国営流域治水対策型 (農業経営高度化支援事業)</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(国) 農業競争力強化基盤整備事業実施要領(国)</p>	<p>気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害等の被害の防止、最小化を図るため、水田の雨水貯留機能を向上させる「田んぼダム」の取組を推進する国営の農地整備事業実施地区において、排水施設の整備や地元の実施体制の構築強化等の環境整備を実施していく団体を支援する [事業の内容] 1 水田貯留機能向上支援事業 ① 指導事業 水田貯留機能向上の取組を推進するため、市町村が行う普及・推進活動 ② 調査・調整事業 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動 2 水田貯留機能向上推進事業 水田貯留機能向上の取組実施に際しての畦畔補強、排水整備</p>	<p>定額</p>				<p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html</p>	<p>予算補助</p>
<p>水利施設等保全高度化事業 畑地帯総合整備型・畑地帯総合整備中山間地域型(農業経営高度化支援事業) ※農山漁村地域整備交付金の場合 水利施設等整備事業(農業経営高度化支援事業)</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合 農地所有適格法人</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 水利施設等保全高度化事業実施要綱(国) 水利施設等保全高度化事業実施要領(国) 又は 農山漁村地域整備交付金実施要綱(国) 農山漁村地域整備交付金実施要領(国)</p>	<p>担い手への農地集積の加速化を図るため、畑作経営の基盤強化のための生産基盤整備に併せて行う土地の利用調整、農地集積に必要な調査・調整活動等を支援する(農業経営高度化支援事業は、農業生産基盤整備事業と一体的に実施する) [事業の内容] 1 高度土地利用調整事業(調査・調整事業) 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動 2 農業経営高度化促進事業(中心経営体農地集積促進事業) 中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援 3 耕地利用高度化推進事業 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査 [採択基準] 1 高度土地利用調整事業(調査・調整事業)を実施する場合にあつては、(1)又は(2)のいずれかの要件を満たすこと (1) ア又はイのいずれかの要件を満たすこと ア 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用</p>	<p>52/100 (六法指定地域等55/100)</p>		<p>48/100 (六法指定地域等45/100)</p>		<p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html</p>	<p>予算補助</p>

			<p>地面積の割合が一定以上増加することが見込まれること</p> <p>イ 生産基盤整備事業等の完了時において、次のいずれかを満たすことが確実に見込まれること</p> <p>(7) 事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上となること</p> <p>(4) 事業実施地区において、認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加すること</p> <p>(2) 担い手に農地所有適格法人を除く法人を位置つけた場合にあつては、当該法人に係る農地集積率が30%以上となること</p> <p>2 農業経営高度化促進事業（中心経営体農地集積促進事業）を実施する場合にあつては、活性化計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること</p>						
<p>水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型）（農業経営高度化支援事業）</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱（国）</p> <p>水利施設等保全高度化事業実施要綱（国）</p> <p>水利施設等保全高度化事業実施要領（国）</p> <p>又は</p> <p>農山漁村地域整備交付金実施要綱（国）</p> <p>農山漁村地域整備交付金実施要領（国）</p>	<p>担い手への農地集積の加速化を図るため、水管理労力の重荷となっている老朽化した農業水利施設の補修・更新等の保全整備に併せて行う土地の利用調整、農地集積に必要な調査・調整活動等を支援する（農業経営高度化支援事業は、農業生産基盤整備事業と一体的に実施する）</p> <p>[事業の内容]</p> <p>1 高度土地利用調整事業（調査・調整事業） 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等の調査・調整活動</p> <p>2 農業経営高度化促進事業（中心経営体農地集積促進事業） 中心経営体への農用地の集積・集約化に向けた促進支援</p> <p>3 耕地利用高度化推進事業 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積、単収・単価等の調査</p> <p>[採択基準]</p> <p>1 生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が一定以上増加することが確実に見込まれること</p> <p>2 農業経営高度化促進事業（中心経営体農地集積促進事業）を実施する場合にあつては、集積地域整備計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること</p>	<p>50/100 （六法指定地域等55/100）</p>	<p>50/100 （六法指定地域等45/100）</p>		<p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html</p>	<p>予算補助</p>	
<p>農業基盤整備促進事業</p>	<p>市町村 土地改良区 農業協同組合 農業協同組合連合会</p>	<p>土地改良事業関係補助金交付要綱（国）</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要綱（国）</p> <p>農業競争力強化農地整備事業実施要領（国）</p>	<p>農地集積の加速化や農業の付加価値化の推進等により、競争力のある「攻めの農業」を実現するため、地域の実情に応じた農地・農業水利施設等の整備を実施する</p> <p>[事業要件]</p> <p>次のすべての要件を満たすもの</p> <p>1 実施要綱第6の農業基盤整備計画を策定して</p>				<p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html</p>	<p>予算補助</p>	

	<p>土地改良区連合</p> <p>農地中間管理機構</p> <p>土地改良法第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者</p> <p>土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱別紙 5 に規定する広域活動組織</p>		<p>いること</p> <p>2 事業費の合計が 200 万円以上であること</p> <p>3 受益者数が、農業者 2 人以上であること</p> <p>4 受益面積が、5ha 以上であること。</p> <p>[事業種類]</p> <p>1 定率助成</p> <p>ア 農業用排水施設</p> <p>イ 暗渠排水</p> <p>ウ 土層改良</p> <p>エ 区画整理</p> <p>オ 農作業道等</p> <p>カ 農用地の保全</p> <p>キ 調査・調整</p> <p>ク 指導</p> <p>2 定額助成</p> <p>ア 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）</p> <p>イ 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）</p> <p>ウ 畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）</p> <p>エ 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）</p> <p>オ 暗渠排水</p> <p>カ 湧水処理</p> <p>キ 末端畑地かんがい施設</p> <p>ク 土層改良</p> <p>① 反転耕</p> <p>② 混層耕</p> <p>③ 堆肥施用</p> <p>④ 明渠排水</p> <p>⑤ 客土</p> <p>⑥ 除礫</p> <p>ケ 更新整備</p> <p>① 排水路</p> <p>② 畦畔</p> <p>③ 排水口</p> <p>④ 特認事業</p> <p>コ 畑作転換</p> <p>① 額縁排水溝</p> <p>② 酸度矯正工</p> <p>サ 水田貯留機能向上支援</p>	<p>50/100 （六法指定 地域等 55 /100）</p> <p>14/100 ※農業用排水施設 （農業用水 除く）</p> <p>50/100 （六法指定地域等 45/100） 36/100 （六法指定地域等 31/100） ※農業用排水施設（農業 用水除く）</p> <p>定額</p>					
農地耕作条件改善事業	<p>農地中間管理機構</p> <p>市町村</p> <p>土地改良区</p> <p>土地改良区連合</p> <p>農業協同組合</p> <p>農業協同組合連合会</p> <p>土地改良法第 95 条第 1 項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者</p> <p>土地改良施設を管理している一般社団法人及び認可地縁団体</p>	<p>農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（国）</p> <p>農地耕作条件改善事業実施要綱（国）</p> <p>農地耕作条件改善事業実施要領（国）</p>	<p>担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力のある「攻めの農業」を実現するため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行うとともに、高収益作物への転換、輸入依存作物の増産、先進的な営農体系の導入、地域特産物等の病害虫対策を推進し、農業競争力の強化を図るよう計画策定から営農定着に必要な取組を一括支援する</p> <p>[事業要件]</p> <p>次の共通要件及びメニュー要件を満たすこと</p> <p>・共通要件</p> <p>(1) 実施要綱第 7 の農地中間管理機構との連携概要を策定していること（病害虫対策型は除く）</p> <p>(2) 実施要綱第 15 の農地耕作条件改善計画を作成していること</p> <p>(3) 1 地区当たりの受益者数が、農業者 2 人以上であること</p> <p>(4) 1 地区当たりの事業費（ハード事業費）の合計が 200 万円以上となること</p>					<p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html</p> <p>予算補助</p> <p>*注 1</p> <p>①ハード事業の実施区域がある市町村において、地域計画のうち目標地図に位置づけられた者（以下「中心経営体という」）であること又は中心経営体となることが確実と見込まれること</p> <p>②ハード事業の実施区域において、農地中間管理機構から農地を借り受けてい</p>	

	<p>多面的機能支払交付金実施要綱別紙5に規定する広域活動組織</p> <p>農業委員会</p> <p>農業法人</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱別紙6に規定する活動組織のうち以下のいずれかを満たす者（*注1 備考欄参照）</p>		<p>(5) 定率助成の土層改良により、共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備事業と一体的に行うこととし、実施要綱第11の共同利用機器導入計画を作成すること</p> <p>・メニュー要件</p> <p>1 地域内農地集積型</p> <p>(1) 実施要綱第8の地域内農地集積促進計画を作成していること</p> <p>(2) 定率助成の農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合には、実施要綱第16の農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする</p> <p>なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない</p> <p>ア ハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農用地（以下「事業対象農用地」という）について、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること又は、農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という）の委託を受けていること</p> <p>イ 事業対象農用地について農地中間管理機構が本事業の申請日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該申請日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が15年以上であること</p> <p>ウ 事業対象農用地は、過去に国費が投じられた基盤整備事業の完了地区における農地に隣接しており、その面積割合は、過去に国費が投じられた基盤整備事業の完了地区における農地面積の3分の1以下となること</p> <p>なお、「隣接している農地」とは、一連の営農に係る作業を継続するのに支障がない農地とし、次のいずれかに該当するものとする</p> <p>(ア) 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの</p> <p>(イ) 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの</p> <p>(ウ) 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの</p> <p>(エ) 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの</p> <p>(オ) 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの</p> <p>(カ) その他事業の趣旨に照らして適当であると認められるもの</p> <p>エ 事業完了後3年以内に、事業対象農用地の全てが担い手に集積されること</p> <p>2 高収益作物転換型</p> <p>(1) 実施要綱第9の高収益作物転換促進計画を作成していること</p> <p>(2) ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換すること</p> <p>(3) 定額助成の新植・改植支援、幼木管理支援及び経営継続発展支援並びに定率助成の小規模圃地整備及び機械作業体系導入支援を実施する場合には、他の補助事業と重複して事業を実施することはできない</p> <p>(4) 定率助成の農地整備・集約推進費の交付を受け</p>								<p>ること又は借り受けることが確実と見込まれる</p>
--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	------------------------------

			<p>ようとする場合には、実施要綱第 16 の農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成することに加えて、1 の(2)のうち、アからエまでの全ての要件を満たすものとする</p> <p>なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない</p> <p>(5) 定率助成の高収益作物導入促進費の交付を受けようとする場合には、(1)の高収益作物転換促進計画に定める目標年度において、受益面積に占める高収益作物への転換面積の割合が 30%以上となること</p> <p>(6) 定率助成の高収益作物導入促進費の交付を受けようとする場合には、農村振興局長が別に定めるところにより、交付を受ける対象農地が、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となること</p> <p>(7) 定率助成の農地整備・集約推進費、高収益作物導入促進費及び高収益作物導入促進費については、重複して交付を受けることはできない</p> <p>3 スマート農業導入推進型</p> <p>(1) 実施要綱第 10 のスマート農業導入推進計画を作成していること</p> <p>4 病害虫対策型</p> <p>(1) 実施要綱第 12 の病害虫対策計画を作成していること</p> <p>5 水田貯留機能向上型</p> <p>(1) 実施要綱第 13 の水田貯留機能向上計画を作成していること</p> <p>6 土地利用調整型</p> <p>(1) 実施要綱第 14 の土地利用調整計画を作成していること</p> <p>[事業種類]</p> <p>1 定額助成</p> <p>ア 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）</p> <p>イ 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）</p> <p>ウ 畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）</p> <p>エ 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）</p> <p>オ 暗渠排水</p> <p>カ 湧水処理</p> <p>キ 末端畑地かんがい施設</p> <p>ク 土層改良</p> <p>① 反転耕</p> <p>② 混層耕</p> <p>③ 堆肥施用</p> <p>④ 明渠排水</p> <p>⑤ 客土</p> <p>⑥ 除礫</p> <p>ケ 更新整備</p> <p>① 用水路</p> <p>② 排水路</p> <p>③ 農作業道</p> <p>④ 畦畔</p> <p>⑤ 排水口</p> <p>⑥ 特認事業</p> <p>コ 畑作転換工</p> <p>① 額縁排水溝</p> <p>② 酸度矯正</p>	定額					
--	--	--	---	----	--	--	--	--	--

			サ 条件改善推進費 シ 高収益作物転換推進費 ス 新植・改植支援 セ 幼木管理支援 ソ 経営継続発展支援 ① 大苗の育成支援 ② 代替農地での営農支援 ③ 省力技術研修支援 タ 園芸作物モデル産地形成支援 2 定率助成 ア 農業用排水施設 イ 暗渠排水 ウ 土層改良 エ 区画整理 オ 農作業道等 カ 農地造成 キ 農用地の保全 ク 営農環境整備支援 ケ スマート農業導入支援 ① G N S S 基地局整備 ② 先進的省力化技術導入支援 ③ 調査・調整、実施計画策定支援 コ 小規模園地整備 ① 盛土 ② 園内道 ③ その他 サ 粗放的農地利用整備 シ 管理省力化支援 ス 品質向上支援 セ 条件改善促進支援 ソ 高収益作物導入支援 タ 高付加価値農業施設支援 チ 機械作業体系導入支援 ツ 労働生産性向上技術導入支援 テ 指導 ト 農地整備・集約推進費 ナ 高収益作物導入促進費 ニ 高収益作物導入推進費	50/100 (六法指定 地域等 55/100)	14/100 ※農業用 排水施設 (営農用水 除く)	50/100 (六法指定地域等 45/100) 36/100 (六法指定地域等 31/100) ※農業用排水施設(営農 用水除く)				
				12.5/100 以内 農地整備・集 約推進費、高 収益作物導 入促進費、 高収益作物 導入推進費 の場合						

<p>畑作等促進整備事業</p>	<p>市町村 土地改良区 土地改良区連合</p> <p>土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人</p> <p>農業協同組合 農業協同組合連合会</p> <p>土地改良法第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱別紙5に規定する広域活動組織</p> <p>農業委員会 農業法人</p> <p>多面的機能支払交付金実施要綱別紙6に規定する活動組織</p>	<p>畑作等促進整備事業交付金交付等要綱（国）</p> <p>畑作等促進整備事業実施要領（国）</p>	<p>畑作物・園芸作物の振興を図るため、畑作物・園芸作物の生産性向上のための畑地かんがい施設の整備や排水改良、区画整理、農道整備、水稲から畑作物・園芸作物への転換に必要な暗渠排水や客土、パイプライン化等の基盤整備等をきめ細かく機動的に支援する。</p> <p>[採択要件] 次に掲げる全ての要件を満たすこと (1) 畑作等促進整備計画を作成していること (2) 1地区当たりの事業費（ハード事業費）の合計が200万円以上となること。 (3) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。 (4) 事業実施後は、受益地内の全ての農地で水稲以外の作物を作付けすること。</p> <p>[事業種類] 1 定額助成 ア ほ場の区画拡大 （水路の変更を伴わないもの） イ ほ場の区画拡大 （水路の変更を伴うもの） ウ 暗渠排水 エ 湧水処理 オ 末端畑地かんがい施設 カ 土層改良 ① 反転耕 ② 混層耕 ③ 堆肥施用 ④ 明渠排水 ⑤ 客土 ⑥ 除礫 キ 更新整備 ① 用水路 ② 排水路 ③ 農作業道 ④ 排水口 ⑤ 特認事業 ク 畑作転換工 ケ 条件改善推進費 コ 高収益作物転換推進費 サ 新植・改植支援 シ 幼木管理支援 ス 経営継続発展支援 ① 大苗の育成支援 ② 代替農地での営農支援 ③ 省力技術研修支援 セ 園芸作物モデル産地形成支援 ソ 産地形成支援事業</p>	<p>定額</p>			<p>https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nts/index.html</p>	<p>予算補助</p>
------------------	---	---	--	-----------	--	--	--	-------------

			<p>2 定率助成</p> <p>ア 農業用排水施設</p> <p>イ 暗渠排水</p> <p>ウ 土層改良</p> <p>エ 区画整理</p> <p>オ 農作業道等</p> <p>カ 農地造成</p> <p>キ 農用地の保全</p> <p>ク 営農環境整備支援</p> <p>ケ スマート農業導入支援</p> <p>① G N S 基地局整備</p> <p>② 先進的省力化技術導入支援</p> <p>③ 調査・調整、実施計画策定支援</p> <p>コ 小規模園地整備</p> <p>① 盛土</p> <p>② 園内道</p> <p>③ その他</p> <p>サ 粗放的農地利用整備</p> <p>シ 管理省力化支援</p> <p>ス 品質向上支援</p> <p>セ 条件改善促進支援</p> <p>ソ 高収益作物導入支援</p> <p>タ 高付加価値農業施設支援</p> <p>チ 機械作業体系導入支援</p> <p>ツ 労働生産性向上技術導入支援</p> <p>テ 指導</p>	<p>50/100 (六法指定 地域等 55/100)</p>	<p>14/100 ※農業用 排水施設 (営農用水 除く)</p>	<p>50/100 (六法指定地域等 45/100) 36/100 (六法指定地域等 31/100) ※農業用排水施設(営農 用水除く)</p>			
--	--	--	--	---	---	--	--	--	--

事業名	事業主体	根拠法令等	補助（貸付・交付）基準等	補助（交付）率等				地方債（参考）	リンクページ	備考
				国	道	市町村	その他			
農業集落排水事業	市町村 土地改良区等	農山漁村地域整備交付金実施要綱（国） 農山漁村地域整備交付金交付要綱（国）	市町村が策定した資源循環促進計画に基づき、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合、その他農業者が組織する団体等が実施するもの ただし、事業の施行に必要な調査及び計画の策定、及び最適整備構想の策定は市町村に限る 【事業の内容】 1 農業集落における汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水、若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれに附帯する施設の整備又は改築 2 1の事業に必要な調査及び計画の策定 3 最適整備構想の策定 【留意すべき事項】 1 整備又は改築 (1) 受益戸数が、概ね10戸（都府県にあっては20戸）以上の施設を原則とする 又、排水路末端の受益戸数は2戸以上とする (2) 汚水処理施設は、原則として処理対象人口が概ね1,000人程度に相当する規模以下を単位として計画、施行する (3) 対象とする汚水には、重金属等の有害物質を含むおそれのある工場排水等は含めないものとする (4) 汚水処理施設には、汚水、処理水、汚泥等の還元利用を目的とした施設のほか処理施設への電力供給を目的とした太陽光発電施設を含むものとする (5) 改築の場合は、「最適整備構想」が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とする ①維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること ②供用開始後に汚水処理対象人口の著しい増加、処理水の水质基準の強化、その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件、又は環境の変化が認められること ③太陽光発電施設の整備のみを行う場合における当該太陽光発電施設であること 2 調査及び計画 計画の概要を定めるもののほか、施設の更新等の要否、工法の調査診断に関する業務であること 3 最適整備構想策定 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画を策定するものであって、次に該当するもの ・既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能の向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町村内に整備された農業集落排水施設であること	5/10		5/10		下水道事業債 100%		予算補助
				定額						

農業集落排水施設整備事業	市町村 土地改良区等	農村整備事業実施要綱(国) 農村整備事業実施要領(国) 土地改良事業関係補助金交付要綱(国) 農村整備事業(農業集落排水施設整備事業)実施事務取扱要領(道)	市町村が策定した農村インフラ整備計画に基づき、市町村、土地改良区、その他農業者が組織する団体等が実施するもの 【事業の内容】 1 強靱化型 既設の農業集落排水施設について、最適整備構想又は維持管理適正化計画に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去 2 高度化型 維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り込む施設の整備、改築又は撤去 3 調査計画策定 農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う 【採択要件】 1 共通事項 (1) 受益戸数が、概ね10戸以上の施設を原則とする ただし、末端の受益戸数は2戸以上とする (2) 改築の場合は、「最適整備構想」及び「維持管理適正化計画」が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とする ア 維持管理が適切に行われているものであって、原則として供用開始後7年以上経過していること イ 供用開始後に汚水処理対象人口の著しい増加、処理水の水质基準の強化、その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件、又は環境の変化が認められること (3) 農業集落排水施設の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること (4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあつては、1処理区当たり1箇所(式面積0.3ha以上1ha未満の防災拠点については、1市町村当たり10箇所)を上限とする 2 強靱化型 次のいずれかを満たすこと (1) 定住人口が概ね500人以上であるもの (2) 浸水想定区域内にあるもの (3) 処理区内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの (4) 施設の再編・集約を行うもの 3 高度化型 維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水污泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入するものであること 4 調査計画策定 1～3までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること	5/10		5/10	下水道事業債 100%		予算補助
--------------	---------------	---	---	------	--	------	----------------	--	------

計画策定等事業（農業集落排水施設整備事業）	市町村 土地改良区等	農村整備事業実施要綱（国） 農村整備事業実施要領（国） 土地改良事業関係補助金交付要綱（国） 農村整備事業（農業集落排水施設整備事業）実施事務取扱要領（道）	市町村が策定した農村インフラ整備計画に基づき、市町村、土地改良区、その他農業者が組織する団体等が実施するもの 【事業の内容】 1 施設計画策定事業 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針（維持管理適正化計画）の策定を行う 2 機能保全計画策定事業 農村インフラ施設の機能保全計画（最適整備構想）の策定（機能保全計画の策定に必要な当該施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む）を行う なお、機能保全計画策定事業において策定する機能保全計画では、次に掲げる事項を定めるもの （1）対象施設 （2）計画期間 （3）対策の優先順位の考え方 （4）個別施設の状態等 （5）対策内容と実施時期 （6）対策費用 3 農業集落排水汚泥農地還元推進事業 農業集落排水施設で発生する汚泥の肥料利用等による農地への還元を推進するために必要な調査・調整、技術的検討及び計画策定を行う 【採択要件】 1 施設計画策定事業を行う場合にあっては、当該事業費が200万円以上であること 2 機能保全計画策定事業を行う場合にあっては、農業集落排水施設整備事業に定める採択要件（事業費に関するものを除く）を満たす施設を対象 3 農業集落排水汚泥農地還元推進事業を行う場合にあっては、以下の要件によるもの。 （1）農業集落排水汚泥の農地への還元に取り組んでいる又は取り組む予定であること。 （2）事業完了後は、資源循環促進計画の内容を点検し、必要に応じて見直しを行うこと。 （3）当該事業費が200万円以上であること。	定額							予算補助
農地・農業用施設災害復旧事業	市町村 農業協同組合 土地改良区等	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、その他異常な天然現象によって農地、農業用施設が災害を受けた場合、原形に復旧することを目的とするもの ただし、1箇所工事費が40万円未満のものを除く ※異常な天然現象として取扱う事象 a 雨量…24時間雨量80mm以上 ただし、連続雨量又は時間雨量が大であった場合はこの限りではない b 風速…最大風速15m/s以上 c 洪水…その地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）の定めがない場合は河岸高の1/2以上 ただし、融雪出水のように、長期にわたる出水の場合によるものはこの限りではない d 干ばつ…連続干日数（日雨量5mm未満の日を含む）								法律補助

			む) 20 日以上 e 地 震…特に震度は定められていない						
			1 農地 耕作の目的に供される土地で、現に肥培管理を行っているもの、及び耕作しようとするば直ちに農地として使用できる休耕地等	50/100		50/100		災害復旧事業債 (1) 現年災分 90%	
			2 農業用施設 ため池、頭首工、用排水路、揚水機、堤防等のかんがい施設、農業用道路、橋梁及び農地保全施設	65/100		35/100	上記補助率は、暫定法に基づく普通補助率であるが、被害程度により高率補助が適用される また、激甚災害に指定された場合は、激甚法に基づき、更に補助率の嵩上げが適用される	(2) 過年災分 80%	
			3 農業用施設災害関連 災害復旧事業のみでは、将来復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合に、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行うもの ただし、当該施設について他の改良計画がないこと	50/100		50/100	激甚災害に指定された場合は、激甚法に基づき補助率の嵩上げが適用される	公共事業等債 90%	予算補助
			4 災害関連農村生活環境施設復旧 異常な天然現象により農地、農業用施設が被災した場合、同一市町村で同一災害により被災した農村生活環境施設（集落排水施設、営農飲雑用水施設、農村公園施設、集落防災安全施設、情報基盤施設）の災害復旧を行うもの ただし、農林水産省農村振興局所管の事業実施要綱及び要領に基づいて整備された施設（平成21年度以前の年度にあつては農業農村整備事業で整備されたもので1箇所工事費が200万円以上のものかつ、受益戸数が2戸以上であること）	50/100		50/100	補助率の嵩上げは適用されない ただし、集落排水施設が激甚災害に指定された場合は、激甚法に基づき80/100に補助率の嵩上げが適用される	公営企業債 集落排水施設のみ 100%	
			5 農地災害関連区画整備 農地の被害が甚大であつて、災害復旧事業の施行のみでは十分な効果が期待できない場合に再度災害を防止するため被災した農地及びこれの利用又は保全上必要な農業用施設の復旧と併せて隣接する農地等の整備を一定の計画に基づき、区画整理方式で実施する	50/100		50/100	激甚災害に指定された場合は、農業用施設に係る部分について激甚法に基づき補助率の嵩上げが適用される	公共事業等債 90%	

<p>中山間地域所得確保推進事業</p>	<p>市町村 地域協議会 農業者団体等</p>	<p>中山間地域所得確保対策実施要綱（国） 中山間地域所得確保対策実施要領（国） 中山間地域所得確保対策交付金交付要綱（国） 中山間地域所得確保推進事業実施事務取扱要領（道） 中山間地域所得確保推進事業補助金交付事務取扱要領（道）</p>	<p>中山間地域において、農家所得を確保するため、マーケットや消費者の動向把握、生産・加工・流通・販売の再編、国内外の販路拡大に向けた販売戦略の検討等、地域の農業所得確保に向けた計画の策定と実践及び見直しを支援する 〔対象事業〕 1 マーケット調査（国内市場・海外輸出） 2 消費動向調査 3 生産・加工・流通・販売現状分析 4 生産販売戦略の検討 5 所得確保計画の策定または見直し 6 計画の実践（販路開拓、スマートフードチェーンの構築等） 〔対象地域〕 次の要件を満たすこと 1 地域振興5法及び特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域であること 2 中山間地域ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定した地域であること 3 農用地区域内にあって主傾斜 1/100 以上の農用地の割合が概ね5%以上であること 〔実施要件等〕 所得確保計画を作成する区域において、受益者数が農業者2者以上であり、かつ可能な限り区域内の認定農業者を含めるように務めること</p>	<p>定額 （上限 500万円）</p>						<p>予算補助</p>
<p>北海道農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）</p>	<p>市町村 地方公共団体の一部事務組合 農業協同組合 土地改良区等</p>	<p>農山漁村振興交付金交付等要綱（国） 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）実施要領（国） 北海道農産漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）事務取扱要領（道）</p>	<p>農村地域における農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図る中で、地域活性化にも活用できる情報通信環境を整備する取組を支援する。 〔対象事業〕 1 計画策定事業 （1）事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討 （2）（1）の技術的検討にあたって必要とされる無線通信の伝送距離の確認及び運用に関する試行調査（調査に必要な機器の設置を含む。） （3）専門家の派遣、ワークショップ （4）整備計画の策定 2 施設整備事業 （1）農業農村インフラの管理の省力化・高度化を図るとともに、地域活性化やスマート農業の実装の促進に必要な施設の整備 ア 無線通信用施設及び設備（無線基地局） イ 伝送用専用線（光ファイバ） ウ ア及びイの設置、運用に必要な施設及び設備 エ ア及びイを活用して農業農村インフラの監視、制御を行うための設備 オ ア及びイを活用して地域活性化やスマート農業に有効利用するための設備 カ エ及びイの設置に要する経費 キ ア、イ、エ及びオの施設及び設備を運用するために必要となるソフトウェア（ライセンス含む）</p>	<p>(1) 計画策定事業 定額 (2) 施設整備事業 50/100 (六法指定地域等 55/100)</p>						<p>予算補助</p>